

調達要求番号 :

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号 : 無	仕様書番号 : GSVC2025001	
駐屯地警備システムの修理	作成年月日	令和7年7月29日
	変更	
	作成部隊名	小倉駐屯地業務隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊において実施する警備システムの修理について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

#### 1.2.1 修理

点検、検査、交換、溶接、びょう締め、補強などによって欠陥を是正し、使用可能な状態に回復させることをいう。

#### 1.2.2 契約担当官

分任契約担当官陸上自衛隊第366会計隊小倉派遣隊長をいう。

#### 1.2.3 物品管理官

分任物品管理官小倉駐屯地業務隊長をいう。

#### 1.2.4 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約履行の監督を行う隊員をいう。

#### 1.2.5 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約履行の適否を行う隊員をいう。

## 2 修理に関する要求

### 2.1 一般的要求

修理対象器材のよう修理箇所を仕様書に基づき修理し、使用可能（既存の各種システムとの連動）な状態に回復させる。この際、仕様書の修理を実施する上、当然処置すべき事項は請負業者の負担において実施し、送料は本役務に含むものとする。

## 2. 2 修理対象器材数量及び修理内容

項目	品名仕様	数量	単位
1	カメラNo17～警衛所光ケーブル敷線作業	1	式
2	No6・No17固定カメラ設置作業	1	式
3	光伝送ユニット送受信器1対設置	4	式
4	液晶モニター 222SIAE交換	1	式
5	警備システム調整	1	式

## 2. 3 修理概要（故障等の状況）

ドーム型回転カメラが動作せず映像も映らないため固定カメラに交換

光ケーブルが交換時期を超えることにより性能を保証できない為、光ケーブルの更新及び張替え

光伝送ユニット動作不良による交換

上記作業後の警備システムの調整作業

## 2. 4 修理後の部品の引き渡し

修理対象器材より交換により取り外した部品（ユニット等）については、官側に引き渡すものとする。

## 3 品質確認

### 3. 1 監督

監督官は、請負者より作業開始前に整備工程表（修理者、修理期間、修理品目の搬出予定等を明らかにしたもので請負業者指定とする。）の提出をうけ作業の監督を実施する。細部については、監督官と調整する。

### 3. 2 検査

検査官は、請負者立会いのもと修理対象器材の外観及び内部確認、機能点検、交換により取り外された部品により検査を実施する。

## 4 その他

### 4. 1 保全

撮影した写真データ及び作業上知り得たシステム構成等の情報については、適切な流出防止策をとるものとし、請負者の責任において確実に消去し、監督官の点検を受けるものとする。なお請負者の故意または過失により、写真データ等の流出事故があ

った場合には、請負者は、速やかに監督官に届けるものとし、事故の原因を究明して再発防止の措置を講ずるとともに、賠償の責を負うものとする。

#### 4. 2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。

細部は、担当者との調整による。

#### 4. 3 安全管理

本修理に際し、修理対象器材及び既設物を汚破損させた場合は、速やかに原形に復旧する。